



# 神崎市総合計画策定方針

平成18年8月  
神崎市政策企画課



# 総合計画策定方針(1)

- **根拠**(地方自治法第2条第4項)

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

- **趣旨**

神崎市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化社会の到来、高度情報化、国際化の進展、経済成長の低迷、農林漁業の後継者不足、人口の減少、住民ニーズの多様化など著しく変化しており、また、地方分権下における効率的な行財政運営の確立など様々な課題が生じてきている。

これらの状況を踏まえつつ、新市まちづくり計画において定められた「自然と歴史と人が輝く未来都市」という新市の将来像の実現に向け、多様化する市民ニーズに対応すべく、本市の財政状況や社会経済情勢等を総合的に勘案しながら、各種施策の効率的・効果的な展開を図るため、総合計画を策定するものとする。



# 総合計画策定方針(2)

- **計画の構成**

市民と行政の協働によるまちづくりを実現していくための指針となる総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成する。

**「基本構想」**

まちづくりの基本理念と、これにより実現を目指す神埼市の将来像(基本目標)を定め、市政運営の体系を明らかにするものである。

**「基本計画」**

基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、各分野で取り組むべき施策の基本方針と施策の体系を明らかにするものである。

**「実施計画」**

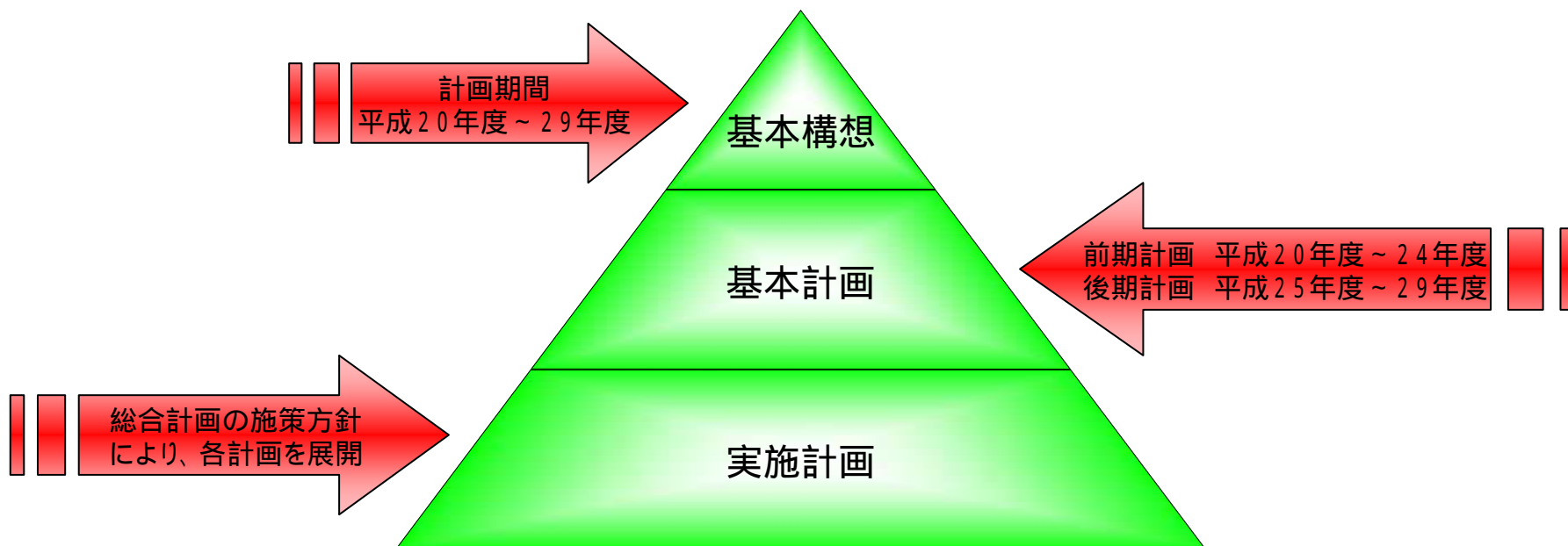
基本計画で示した施策の方針にしたがって、具体的な事業の内容を明らかにするものである。

# 総合計画策定方針(3)

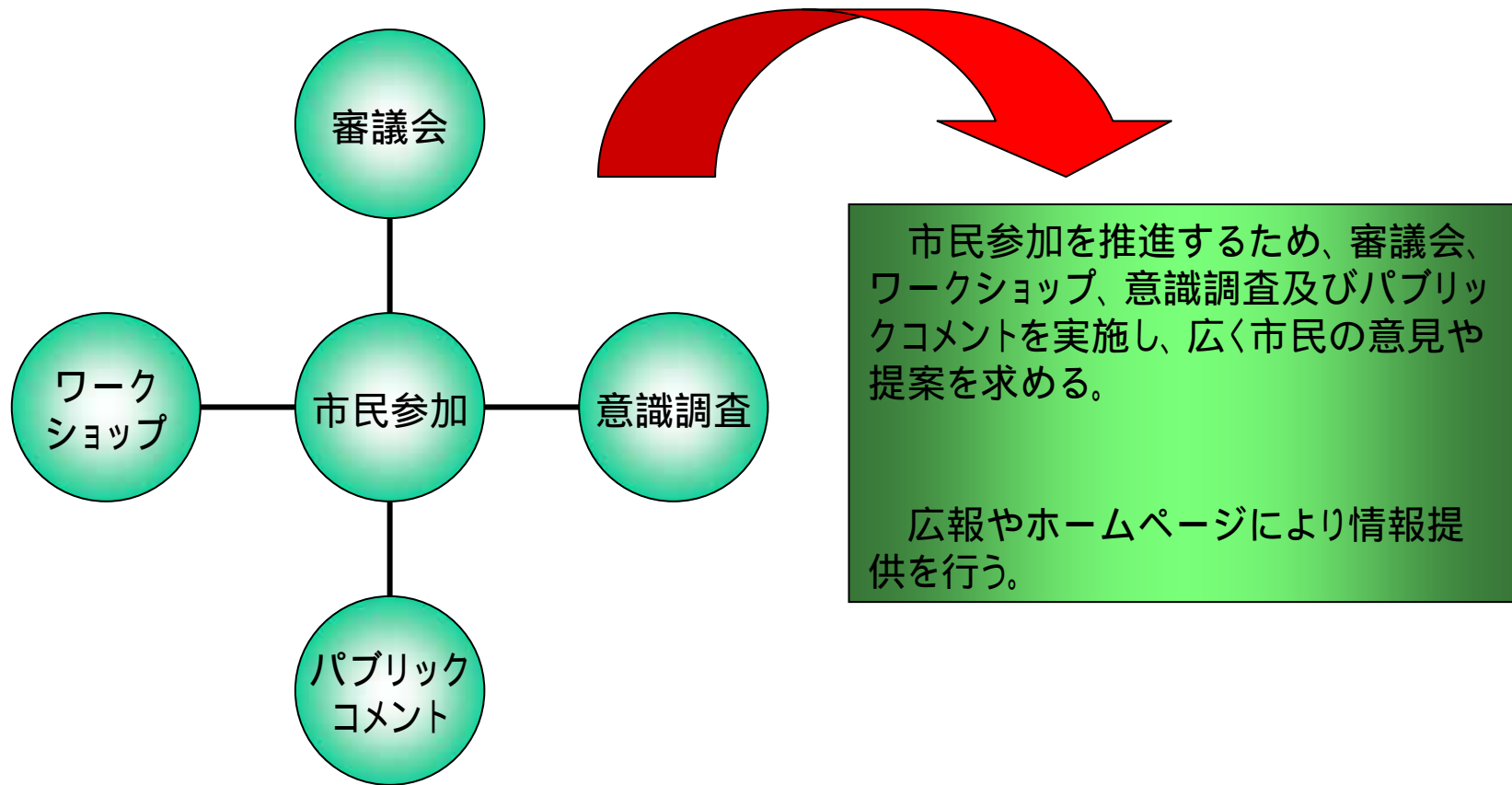
## ■ 計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とする。ただし、基本計画については、前期・後期それぞれ5年間とし、情勢の変化や前期計画期間における施策の進捗状況に応じて、柔軟に対応する。

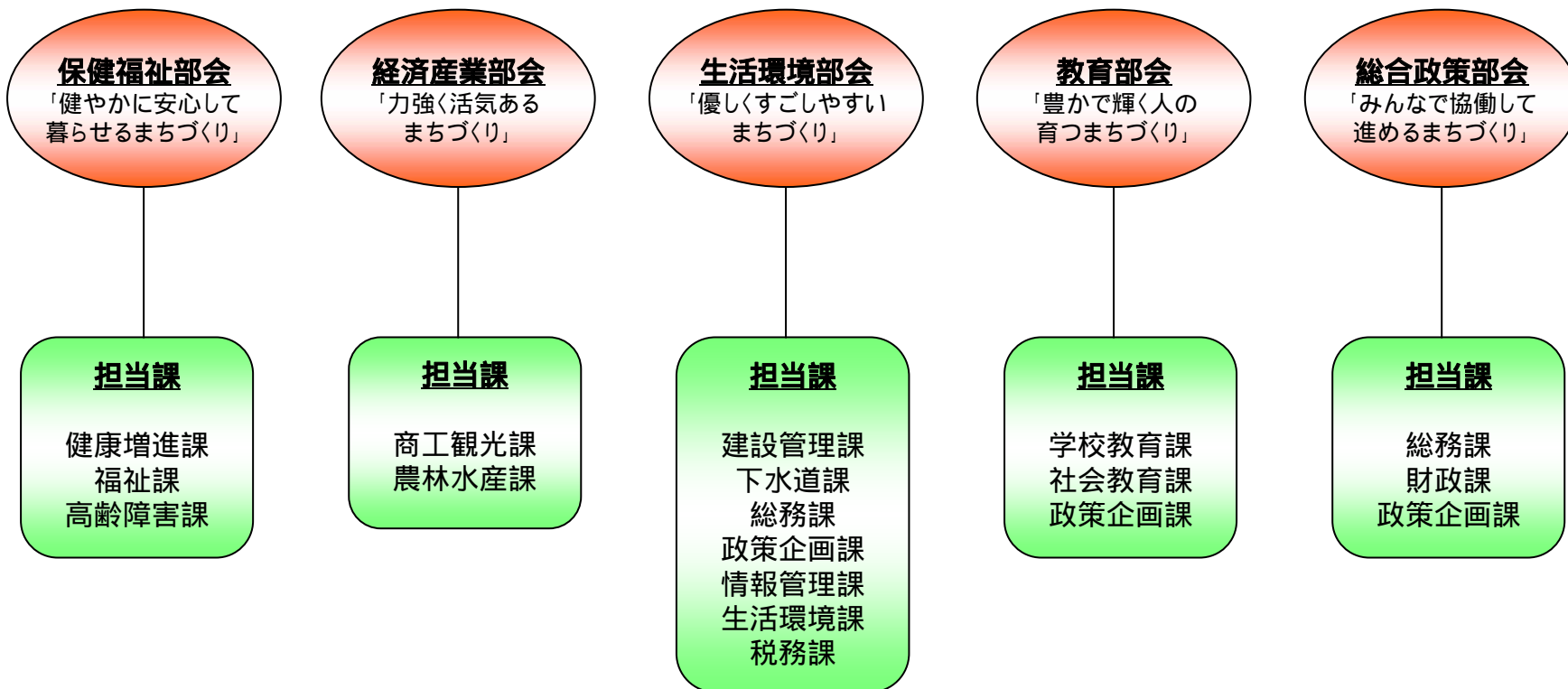
実施計画の計画期間は、3年間を目途として策定し、運用を図るものとする。



# 市民参加・情報公開



# 部会構成



# 各部会の協議項目

	保健福祉部会	経済産業部会	生活環境部会	教育部会	総合政策部会
基本方針	健やかに安心して暮らせるまちづくり	力強く活気あるまちづくり	優しくすごしやすいまちづくり	豊かで輝く人の育つまちづくり	みんなで協働して進めるまちづくり
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者・障害者等福祉の充実</li> <li>(2) 子育て支援、児童福祉の充実</li> <li>(3) 保健・医療体制の充実</li> <li>(4) 地域福祉の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地場産業、新産業の育成</li> <li>(2) 賑わいある商工業の創出</li> <li>(3) 活気ある農林水産業の振興</li> <li>(4) 魅力ある観光の振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊かな自然環境の保全と活用</li> <li>(2) まちなみと住環境の整備</li> <li>(3) 環境にやさしい循環型社会の構築</li> <li>(4) 道路・交通網の整備・充実</li> <li>(5) 上・下水道の整備</li> <li>(6) 消防・防災・交通安全体制の充実</li> <li>(7) 高度情報通信基盤の整備</li> <li>(8) 定住及び企業誘致を促進する環境の整備</li> <li>(9) 消費生活環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼児教育、学校教育の充実</li> <li>(2) 生涯学習、スポーツ活動の充実・振興</li> <li>(3) 史跡、文化の保存・継承</li> <li>(4) 地域交流、国際交流の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行財政運営の効率化の推進</li> <li>(2) 男女共同参画と住民参画の推進</li> <li>(3) CSOの活動推進</li> </ul>

# 神崎市総合計画策定組織体制

